

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	農業委員会
処分の概要	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し		
根拠法令(条例等)	農地法(昭和27年法律第229号)		
根拠条項	<p>(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>[農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等]</p> <p>第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>(3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p>		

2 略

3 農業委員会は、前条第3項第1号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃貸借が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

関係法令等	農地法第3条の2第1項・第3項
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	農業委員会
処分の概要	農地に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	農地法(昭和27年法律第229号)		
根拠条項	<p>(措置命令)</p> <p>第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2~5 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農地法 (利用意向調査)</p> <p>第32条 農業委員会は、第30条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査(以下「利用意向調査」という。)を行うものとする。</p> <p>(1) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地</p> <p>(2) その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)</p> <p>○農地法施行令</p> <p>第29条 法第42条第1項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育</p>		

	(2) 地割れ (3) 土壌の汚染
関係法令等	農地法第32条第1項 農地法施行令第29条
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	農業委員会
処分の概要	特定農地貸付の承認の取消し		
根拠法令(条例等)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令(平成元年政令第258号)		
根拠条項	<p>(特定農地貸付けの変更等)</p> <p>第4条</p> <p>1~2 略</p> <p>3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「農地の貸付け」という。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>(1) 政令で定める面積未滿の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>(4) 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。</p> <p>(5) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。</p> <p>イ その者が所有する農地(その者が当該農地に係る次条第3項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容</p>		

とする協定（以下「貸付協定」という。）を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。）

ロ その者が地方公共団体又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地中間管理機構と締結しているものに限る。）

（特定農地貸付けの承認）

第3条

1～2 略

3 農業委員会は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。

(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。

(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 略

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令

（特定農地貸付けの変更等）

第4条 特定農地貸付けについて法第3条第3項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第2項各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第3項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2～3 略

関係法令等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項、第3条第3項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項
関係文書等	—

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	—